

只見町老人クラブ等補助金交付要綱

(目的)

**第1条** 町は、只見町内に結成する老人クラブ及びその連合体（以下「老人クラブ等」という。）が、老人福祉の向上を図るため実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象事業)

**第2条** 補助金の対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 老人福祉事業として、国、県、郡及び町が推進する事業
- (2) 社会福祉団体が、老人福祉の向上のため、町を通し推進する事業
- (3) 老人クラブ等が、町長の承認を得て実施する事業
- (4) 老人クラブ等の上部機関が行う事業で町老人クラブが参加する事業
- (5) 町内の文化団体と共催で実施する事業

(補助金の交付申請)

**第3条** 補助金の交付を受けようとする老人クラブ等は、次の書類を添え申請をしなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書及び予算書

(補助金の交付決定)

**第4条** 町長は、補助金の申請があった場合は、当該書類を審査し、補助金の決定を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の取り消し又は返還)

**第5条** 町長は、補助金の交付を受け、又は受けようとした者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の取り消し又は全額若しくは一部補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の申請が偽りであった場合
- (2) 補助金の申請と事業内容が著しく違う場合
- (3) 事業費が補助基準額に満たない場合

(実績報告)

**第6条** 補助金の交付を受けた老人クラブ等は、事業年度終了後30日以内に次の書類を添え実績報告をしなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 決算（見込）書

**附 則**

この要綱は、昭和55年度分から適用する。